

次世代育成支援対策推進法に基づく

社会福祉法人宝山寺福祉事業団行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：不妊治療・育児など、子育てと仕事との両立について、理解を深めるための研修の実施、周知パンフレット等の作成を行う。

<対策>

- 令和5年4月～ 職員の実態調査、好事例等の情報収集。
- 令和5年10月～ 研修委員会において研修プログラムの策定、実施。パンフレットの作成。

目標2：計画期間内に、産後パパ育休・育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性職員・・・取得率を10%以上にする

<対策>

- 令和5年4月～ 男性職員も育児休業が取得できることを毎週開かれる施設長会議(月曜会)において周知し、合わせて各施設職員に対しても周知を徹底し、取得しやすい環境づくりの促進を図る。
- 令和5年4月～ 育児休業期間中の業務を円滑に処理することができるよう、代替職員の確保を積極的に行う。
- 令和6年4月～ 1年間の育児休業取得状況を施設長会議(月曜会)において報告し、目標達成状況を確認する。

策定日：令和5年3月20日